

一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会表彰規程

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会（以下、「当協会」という。）の会員施設に勤務する者であって、千葉県における高齢者福祉事業の推進のため特に功労のあった者を表彰し、その功績を称え、併せて高齢者福祉の進展と社会福祉思想の高揚を図ることを目的とする。

第2条 表彰は、次の者に対して行う。

- (1) 千葉県内の高齢者福祉施設・事業所職員として7年以上勤続（在職）し、功績のあった者。ただし、千葉県社会福祉協議会、千葉県知事、全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会、厚生労働大臣及び当協会から褒状・褒賞の伝達を受けた者を除く。
- (2) その他高齢者福祉事業の伸展に努力し、他の模範となる者

第3条 表彰は、表彰状及び記念品をもって行う。

第4条 表彰は、毎年1回、総会において会長がこれを行う。ただし、特別の事由があるときは、理事会に諮り別に行うことができる。

第5条 表彰は、各会員施設・事業所の長から推薦された者及び会長が特に該当すると認めた者について、理事会の決議を経て、会長がこれを決定する。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月8日から施行する。